

労契法 20 条裁判の勝利をめざし、 11・6 交流会に集まろう！

郵政ユニオンが 2013 年 4 月に施行された労働契約法第 20 条を活用し、郵政で働く非正規労働者の労働条件の改善と正社員との格差の是正を求めて、原告 12 名で立ち上げた郵政 20 条裁判は提訴から約 2 年半が経過しました。東西両裁判は弁論準備（進行協議）が進むなかで、争点整理がほぼ終了し、これからいよいよ裁判の最大の山場である証人調べを迎えようとしています。

ひとつお断りがあります。支える会ニュース No.8（8 月発行）でお知らせした西日本裁判の証人調べの 3 日間の裁判日程は全てキャンセルになりました。8 月 24 日に行われた進行協議の場で会社側から「準備と人選が間に合わない」、「制度的な証人 2 人にさらに業務内容で正社員 2 人を証人申請したい」との申し入れがあり、日程が白紙になりました。ご報告が遅れたことを深くお詫びします。また、10 月 5 日に行われた進行協議の状況については 2 面で報告します。

7 月 18 日、大阪で西日本提訴 2 周年を記念して約 200 名が参加して「非正規差別 NO！ 20 条フェスタ」が盛大に行われました。支える会も賛同団体として参加しました。



そして、今回 11 月 6 日（日）、東京・文京区民センターで郵政ユニオン 20 条闘争



本部主催、支える会共催で「労契法 20 条裁判の勝利をめざす交流集会」を開催します。この集会は、郵政 20 条裁判の 11 名の原告を励ますとともに、現在とりくまれている全国の 20 条裁判と連帯し、ともに勝利をめざす集会です。

第 1 部では橐一郎弁護士の「労働契約法 20 条裁判の現状と課題」と題する基調講演のほか、郵政西日本裁判、メトロコマース裁判の報告も予定されています。さらに宮里邦雄弁護士から 11 月 2 日に控訴審判決がある「長澤運輸判決」の特別報告もあります。

20 条裁判はいずれの裁判もそれぞれ重要な局面を迎えています。力を合わせ、共に連帯するより一層のとりくみが求められています。この集会が少しでも役に立てばと思います。そして、第 2 部は激励交流会です。お酒と料理を楽しみながら交流を深めていきたいと思っています。多くのみなさんの参加をお願いします。

翌日の 7 日（月）には久しぶりに口頭弁論が東京地裁 527 号法廷で開かれます。これに前後して日本郵政本社前行動と報告集会も行います。（ピラを参照してください）



本社前集会

<西日本裁判進行協議報告(10/5)>

再度、会社側証人申請できず。

次回も進行協議(11月30日)

10月5日、郵政20条裁判(西日本)進行協議が行われました。

提出書面の確認の後、今後のあらたな書面の必要性に移り、原告側はなし。被告側は、さらなる準備書面は提出までしないかもしれないと発言しました。

つづいて、前回からの継続案件である人証について、今回は被告の最終準備状況がテーマになりました。被告側は、制度関連の部分については2名(それぞれ1時間程度)用意したい。また、実体的な部分は正社員2名(二人で1時間半はほしい)を申請したい、と述べたものの申請にまでいならず、証人尋問の日程は決まりませんでした。

なお、制度に関しては、東日本裁判でも同じ人を申請する予定で、実体的な部分は、地域も違うので大阪では別の人を申請する、との発言もなされました。

今後の日程としては、双方書面提出の締め切りを11月7日、次回進行協議は11月30日11時30分から大阪地裁で行われることが確認されました。

各20条裁判の報告

■メトロコマース裁判

9月29日、口頭弁論が行われました。10月27日に進行協議(傍聴なし)が行われ、12月15日(木)、13時15分から東京地裁790号法廷で口頭弁論(結審の予定)となります。

■長澤運輸控訴審裁判

5月13日に全面勝利した長澤運輸裁判は9月7日、東京高裁の第1回控訴審で結審し、11月2日(水)の第2回控訴審が判決となります。

13時15分、東京高裁824号法廷です。

■内陸バス裁判

9月28日に東京地裁で進行協議が行われました。次回の進行協議は、11月8日(火)13時30分です。



おもて面写真など7月18日の大阪20条フェスタの様子です